

緊急質問通告事項一覧

令和3年第2回定例会 No.1

通告順	通告者	質問主題	質問要旨	答弁者
		(質問の区分)		
(1)	宮嶋 謙 【一問一答】	監査委員2名の辞職に関わり、当市の監査制度が正当に機能していないとの疑義が生じたため、その実態を問う	<p>現在当市は、監査委員2名がその任期満了前に相次いで辞任するという異常事態にある。1名は代表監査委員であり、1名は議会選出監査委員である。議会選出監査委員の辞表における告発によれば、事務局の越権行為が常態化しているとのことである。それが事実とすれば、当市の監査制度は機能していないことになり、重大な地方自治法違反に該当する。この異常事態を放置したまま補欠補充をしたところで問題の解決にならないことから、事実経過ならびに見解を問う。</p>	代表監査委員および事務局
			① 古川代表監査委員の辞任理由は何か。	
			② 古橋監査委員の辞表に関わり、「監査委員の指摘事項がありながら、事務局が『意見は特になし』と処理をした」との指摘は、いつのことで、どんな内容であったか、具体的な説明を求める。	
			③ かすみがうら市監査基準第22条では、「監査等の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする」としている。監査委員の指摘事項を勝手に「意見は特になし」と処理することは重大な法規違反にあたるが、見解を問う。	
			④ 古橋監査委員の辞表に関わり、「監査委員の具体的な指摘事項を、事務局が越権行為で意見の統一化及び普遍化処理を監査委員に求めた」との指摘は、いつのことで、どんな内容であったか、具体的な説明を求める。	市長及び担当部長
⑤ 古橋監査委員の辞表に関わり、「監査委員としての一般質問は無効だと職員を投入して調査し、働きかけた」との指摘は事実か。どんな内容であったか具体的な説明を求める。				